

ジブリパーク構想地域連携協議会規約

(名称)

第1条 本会は、ジブリパーク構想地域連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、2022年秋に開業するジブリパークを核に、愛・地球博記念公園周辺の自治体、鉄道事業者が一体的・有機的な連携を図り、地域活性化に向けた協力関係を構築することで、ジブリパークを活かした周辺地域の更なる発展・活性化を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事務を行う。

- (1) ジブリパークを活かした周辺地域の魅力向上・活性化や、集客に向けた国内外への魅力発信に関する事
- (2) ジブリパークへの玄関窓口となる藤が丘駅等のまちづくりや賑わい創出に関する事
- (3) ジブリパークの交通アクセスに係る総合的な調整に関する事
- (4) ジブリパークに係る自治体始め各種団体との連絡調整に関する事
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事項に関する事

(構成等)

第4条 協議会は、別表1に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって構成し、別表2に掲げる役職にある者を委員とする。

- 2 協議会に、会長を置く。
- 3 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 委員は、無報酬とする。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者を出席させることができる。
- 3 協議会の議長は会長が務める。
- 4 議長が事故等により不在のときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 やむを得ない理由のため、協議会に出席できない委員は、代理の者を出席させることができる。

6 協議会は、原則として公開する。ただし、議長は、協議会を公開することにより、当該協議会の運営に著しい支障が生ずると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、協議会の全部又は一部を非公開とすることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、協議会が設立された日から協議会が解散する日までとする。ただし、任期中であっても、別表2に掲げる役職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 前項の規定により委員の職を失ったときは、別表2に掲げる役職の後任者が委員となり、その任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第7条 協議会の下に、第3条の事務を円滑に実施するための調整機関として運営会議を置く。

2 運営会議は、会長の命を受けて、第8条に定める事務局が招集し、会議の進行にあたる。

3 運営会議は、別表3に掲げる役職の者により構成する。

4 事務局は、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。

5 第1項に定めるもののほか、協議会に会長が必要と認める会議（分科会等）を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、愛知県政策企画局ジブリパーク推進課内に置く。

(解散)

第9条 協議会は、第2条の目的を達成したとき、協議会の議決を経て解散する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和元年12月27日から施行する。

別表 1

愛知県
名古屋市
瀬戸市
豊田市
日進市
長久手市
愛知環状鉄道株式会社
愛知高速交通株式会社

別表 2

愛知県知事
名古屋市長
瀬戸市長
豊田市長
日進市長
長久手市長
愛知環状鉄道株式会社代表取締役社長
愛知高速交通株式会社代表取締役社長

別表 3

愛知県政策企画局ジブリパーク推進課長
愛知県建設局道路建設課長
愛知県都市整備局公園緑地課長
愛知県都市整備局交通対策課長
名古屋市住宅都市局都市計画部交通施設管理課長
名古屋市住宅都市局都市整備部まちづくり企画課長
瀬戸市経営戦略部政策推進課長
豊田市企画政策部企画課長
日進市建設経済部産業振興課長
長久手市市長公室総合政策課長
愛知環状鉄道株式会社常務取締役総務部長
愛知高速交通株式会社取締役総務部長